

非上場会社の会計ディスクロージャーの 社会的責任と虚偽記載



千葉商科大学経済研究所 客員研究員

角 信明
SUMI Nobuaki

プロフィール

1968年生まれ。博士（政策研究）（千葉商科大学）。中央大学卒業後、金融機関に勤務。2001年より同勤務を続けながら、杏林大学大学院（修士課程）、千葉商科大学大学院（博士課程）へ通い、法律および会計面から開示について研究。主要業績として、単著「非上場会社の会計ディスクロージャー理論」（南窓社、2015年）、「『国の財務書類』の研究—企業会計的アプローチの限界と学際的アプローチの試み—」『経営行動研究年報』第30号（2021年）ほか。

1. はじめに

非上場会社の会計ディスクロージャーで法令により定められているものとしては計算書類等の公告（会社法440条、以下「決算公告」）がある¹。しかし、決算公告で開示される計算書類等は「貸借対照表」（大会社の場合は「貸借対照表」と「損益計算書」）のみであり、会計ディスクロージャーを「全ての人がわかりやすい意味のある情報を等しくかつ容易に入手可能なように財務諸表等を提供すること²」と定義すると「会計ディスクロージャー」の機能としては不十分である。

昨今、会社の不祥事や環境破壊の問題などを背景に、会社に「社会的責任」を求める声が強くなり、その対象は上場会社だけでなく非上場会社にも及んでいる。非上場会社といえども、自らが社会、経済および環境に与える影響について説明責任を負うべきであり、決

算公告で開示する以外の計算書類等についても「社会的責任」として開示（会計ディスクロージャー）すべきといえよう。しかし、現実には法定の決算公告ですら現在でも「株式会社全体の数%にとどまっている³」と言われており、長期間違法状態が放置されているのが実態である。また、会計ディスクロージャーを行っても、それが虚偽記載であった場合の被害者に対する救済措置も不十分であり、このままでは非上場会社の会計そのものに対する信用を失いかねない。

そこで、本稿では非上場会社の会計ディスクロージャーを「社会的責任」の視点から考察し、問題点を明らかにするとともに、具体的な対応策を検討する。

2. 会計ディスクロージャーと「社会的責任」

1 「社会的責任」とコンプライアンスの関係

(1) 社会的責任の概念

「社会的責任」の概念は、1924年にイギリスのオリバー・シェルダンによって、会社が自らの利益を追求しながら地域社会の利益を改善する責任に言及したのが始まりと言われ⁴、「企業の社会的責任」（Corporate Social Responsibility）として発展した。その概念は「会社は株主のための存在」と考えるアメリカと、「会社は株主だけでなくステークホルダーのための存在」と考える欧州とでは異なる発展を遂げる。アメリカでは地域への寄付を通じての社会貢献となり、欧州では本業を通じての環境や雇用問題への取り組みへと進化する。日本へは2000年代初頭にアメリカ型の概念が導

1 株式会社であっても、実質個人事業と同じ場合、すなわち当該会社の代表取締役が一人かつ株主と同一人物であり、その代表取締役以外に従業員がいない場合（以下「一人会社」）は、「組織」とは言い難く、社会的影響も限定的といえる。そこで、本稿が対象とする「非上場会社」は「有価証券報告書提出会社以外の会社」から「一人会社」を除いた株式会社とする。また、会社法435条2項および会社計算規則59条1項では、計算書類を貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表と定めているが、本稿ではこれに事業報告・附属明細書・監査報告・会計監査報告等も含めて「計算書類等」と表記する。

2 角信明（2015）『非上場会社の会計ディスクロージャー理論』南窓社、p.18。なお、同書では便宜的に、上場会社も含めて包括的に表現する場合は「計算書類等」とは別に「財務諸表等」と表記している。

3 産経新聞ウェブサイト、2018年5月11日、「【ビジネスの裏側】なぜ出さない決算公告 法で義務付けも実態は数%？ 罰金も適用少なく」、<https://www.sankei.com/west/news/180511/wst1805110002-n1.html>。なお、本稿脚注に記載のウェブサイトの確認日は本件を含め全て2022年9月11日。

4 LIJIE YANG, ZHANHAI GUO, “Evolution of CSR Concept in the West and China”, International Review of Management and Business Research, Vol. 3 Issue.2, June 2014, pp.819-826.

入され、その後欧州型の概念が浸透していった⁵。

会社のグローバル化が進むとこうした多様性から「企業の社会的責任」の統一規格が求められるようになり、国際標準化機構（以下、「ISO」）が策定した国際的なガイドラインがISO26000『社会的責任に関する手引』（2010年11月発行）であり、その日本版がJIS Z26000『社会的責任に関する手引』（2012年3月発行）である。「企業の社会的責任（CSR）」とせず「社会的責任（SR）」とされたのは、ISOでの議論の過程で、社会的責任を負うのは企業だけではないとされたからである⁶。

「社会的責任」の定義については多くの研究者により試みられてきたが、こうした経緯を踏まえると、日本ではJIS Z26000の定義に収斂されたとみてよいであろう。そこで本稿ではJIS Z26000に基づき、「社会的責任」を「組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任。

- ・健康及び社会の福祉を含む持続可能な発展に貢献する。
- ・ステークホルダーの期待に配慮する。
- ・関連法令を順守し、国際行動規範と整合している。
- ・その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される⁷。」と定義することとする。

アメリカの「企業の社会的責任」の著名な研究者であるA. キャロルは、「企業活動は経済活動こそがまず第一であり、『企業の社会的責任』に類する活動はむしろ二義的である⁸」という考え方を示していたが、JIS Z26000では、そうした考えをさらに前進させ「その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される」、すなわち「社会的責任」は本業を通じて取り組み、通常業務の中で実現するものであるとしている。

また、人権へのより一層厳しい配慮が求められ、これまでの「社会的責任」では扱われることのなかった、違法行為または不作為を支援し唆す「加担」や、注意義務という意味での「デューデリジェンス」といった法的概念も含まれている。

さらに、「“零細”組織と呼ばれる非常に小さな組織

も含んでいる⁹」としており、大企業のみならず、中小零細の非上場会社も対象となる。

(2) コンプライアンスの概念

一方、コンプライアンスはアメリカで生まれた概念である。20世紀後半のアメリカでは会社の不祥事やスキャンダルが起きるたびに法律で規制し罰則を強化してきた。その際に、「従う」という意味のcomplianceが惹句として使われたとされる。その後、アメリカから日本に持ち込まれ、日本語に適切な訳語がなかったため、現在でもカタカナのまま用いられており、定まった定義はない。

そのため、例えば上場会社の富士フィルムグループは「法律に違反しないということだけでなく、常識や倫理に照らして正しい行動を行うこと¹⁰」と定義し、アサヒグループは、「法令や社内規定等のルール、さらには社会規範等の遵守も含めて、社会が私たちに対して当然期待するよう行動する、すなわち『ステークホルダーとの信頼関係を決して裏切らないこと』¹¹」と定義している。

また、非上場会社のサントリーホールディングスは「法令遵守はもちろんのこと、お客様、お取引先、地域・国際社会、自然環境、従業員など、私たちが関わるすべてのステークホルダーの期待に応える、より高い水準の倫理的考動を追求し、実践すること¹²」としている。それぞれ微妙に異なっているものの、いずれも「法令・社内規定・倫理・社会規範等の遵守」という点では共通している。そこで、本稿ではコンプライアンスを「法令・社内規定・倫理・社会規範等の遵守」と定義することとする。

(3) 「社会的責任」とコンプライアンスの関係

では、「社会的責任」とコンプライアンスとはどのような関係か。JIS Z26000では、「社会的責任」を果たすための原則として、①説明責任、②透明性、③倫理的な行動、④ステークホルダーとの利害の尊重、⑤法の支配の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦人権の尊重の7つを列挙しているが、その冒頭で「組織は、たとえそれが困難だと思われる場合でも、具体的な状況において、正しい又はよいと一般に認められている行動

5 経済産業省（2015）『企業の持続的成長に向けた競争力の源泉としてのCSRの在り方に関する調査報告書 平成26年度総合調査研究』あらた監査法人、pp.18-22。

6 ISO/SR 国内委員会ウェブサイト、「ISO/SR 国際標準化動向・主要文書」2003年2月、https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_sr/。

7 日本工業標準調査会 審議（2012）『社会的責任に関する手引 JIS Z 26000：2012』日本規格協会、p.9。括弧内の箇条番号は筆者省略。

8 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介 編著（2008）『企業の責任・統治・再生 一国際比較の視点一』文眞堂、p.41。

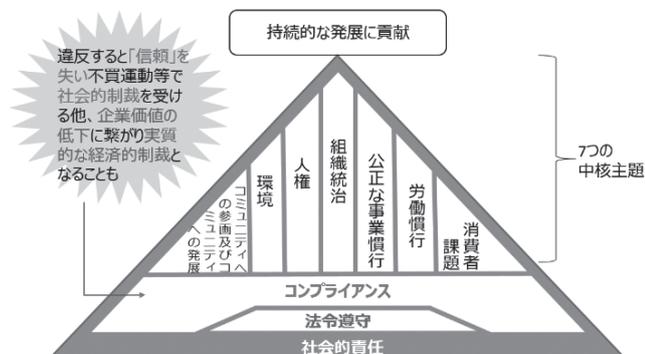
9 日本工業標準調査会前掲書 p.14。

10 富士フィルム株式会社ウェブサイト、「コンプライアンスとリスクマネジメントの基本的な考え方」、<https://www.fujifilm.co.jp/corporate/environment/compliance/vision/index.html>。

11 アサヒグループホールディングス株式会社ウェブサイト、「コンプライアンス推進の基本的な考え方」、<https://www.asahigroup-holdings.com/company/governance/compliance-management.html>。

12 サントリーホールディングス株式会社ウェブサイト、「サントリーグループ企業倫理綱領」、<https://www.suntory.co.jp/company/csr/activity/management/compliance/ethics2.html>。

の原則と一致した基準、指針及び規範に基づいて行動すべき¹³』としている。これは上述したコンプライアンスの定義と凡そ一致している。したがって、JIS Z26000の「社会的責任」はコンプライアンスの概念を内包しつつそれを土台としているといえる(図1)。



(出所) 筆者作成。

図1 「社会的責任」とコンプライアンスの関係

2 コンプライアンスと会計ディスクロージャーの位置関係

コンプライアンスは「社会的責任」の根幹であるからにして、もし違反すると「コンプライアンス違反」として「信頼」を失い不買運動等で社会的制裁を受ける他、企業価値の低下に繋がり実質的な経済的制裁を受けることもある。したがって、会計ディスクロージャーがコンプライアンスに位置付けられるか否かは慎重に判断すべきである。

そこで、まず会計ディスクロージャーが、「社会的責任」であることを確認する。「持続的な発展に貢献する」には、もちろん資金を使わずに本業の中での様々な工夫で実現できるものもあるが、通常は相応の投資が必要であり、その実施を裏付けるものが計算書類等である。それらの投資が無理なく行われているのかを示すことは「組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響」を「ステークホルダーの期待に配慮する」行動であり、当該会社の説明責任と言える。このように捉えた場合、会計ディスクロージャーは「社会的責任」の一つとして位置付けられる。

次に、会計ディスクロージャーがコンプライアンスに位置付けられるかを確認する。上場会社の会計ディスクロージャーは金融商品取引法等で細かく定められており、これはコンプライアンスに他ならない。では、非上場会社の会計ディスクロージャーもコンプライア

ンスと位置付けられるだろうか。

非上場会社の会計ディスクロージャーを現行法の枠組みの中で改めて定義すると、「決算公告」と「決算公告以外の計算書類等の開示」となる。前者は法定事項であり、コンプライアンスに位置付けられる。問題は、後者の決算公告以外の計算書類等の開示である。そこで、現在のわが国の政治制度が、民主主義を前提としていることに着目し、「民主主義社会」という分析枠組に基づいて考察してみる。

民主主義とは、全ての国民が、自らのために、自己責任の下で、選挙等を通じて主体的に政治に参加し、国家をコントロールするシステムである¹⁴。その目的は、全国民が等しく幸福を追求する機会を得て、国民自らが決めたルールの下で各自が自由な活動を通じて幸福になる社会を実現することであり、それにより国家としても成長し繁栄することにある。すなわち、民主主義は、このような理想とする社会を実現するための一手段であり、本稿ではこの手段を用いて実現しようとしている社会を「民主主義社会」と定義する。

およそ「民主主義社会」においては、代表者による話し合いを通じて作られた規範の範囲内であれば自己責任の下で自由な取引が認められる。しかし、利害関係者が相手方である当該会社のことを知る手段がない状況下で、経済的取引における自己責任を一方的に負わせることは不合理であり、民主主義を揺るがしかねない。なぜなら、こうした経済的取引における株式会社間および株式会社と個人との間に生じる不平等は、「代表者による話し合い」に対する不信に繋がり、結果として「代表者による話し合い」を無価値にしてしまうからである。そうした不平等を極力なくし、「機会の平等」を実現するのが会計ディスクロージャーであり、民主主義社会を構成する一員として自由な取引をする「権利」に伴う「義務」といえる¹⁵。このように捉えた場合、会計ディスクロージャーは一種の「規範」であり、コンプライアンスと位置付けられる。

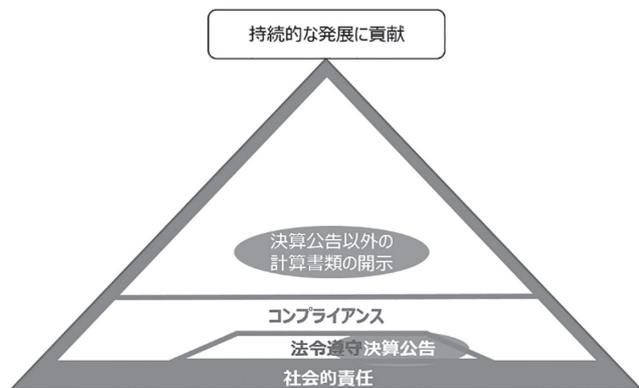
しかし、多くの株式会社が決算公告すらしていないという実情を鑑みれば、決算公告以外の計算書類等の開示をしている会社はほとんどなく、これらの会社全てをコンプライアンス違反とすることはさすがに行き過ぎた感が否めない。コンプライアンスという概念にある程度の柔軟性が認められることと現実とを勘案す

13 日本工業標準調査会前掲書 p.16。

14 民主主義の定義としては、「全人民の主体的政治参加なし、全人民による自発的秩序形成」(阿部齊(1991)『概説現代政治の理論』東京大学出版会、p.74)や「討論を媒介として社会成員の間に各種の対立を解決する一致点を見出し、それを実行する政治的手法」(加藤寛「民主主義と厚生経済学」加藤寛、丸尾直美編(1976)『民主主義の経済学：紛争解決の理論と現実』千曲秀版社、p.24)等、様々な角度から定義がなされている。

15 角前掲書 pp.16-21

ると、決算公告以外の計算書類等の開示は「コンプライアンス以外の社会的責任」に位置付けられると解するのが妥当である。したがって、非上場会社の会計ディスクロージャーは、まずコンプライアンスとして法定の決算公告をした上で、それを超える内容は「社会的責任」の一つとして行われるということになる(図2)。



(出所) 筆者作成。

図2 コンプライアンスと会計ディスクロージャーの位置関係

3 「社会的責任」を果たすべき対象

企業が「社会的責任」を負う相手は誰か、誰に対して負う責任なのか。この点、JIS Z26000は「ステークホルダーの期待に配慮する¹⁶」とし、「ステークホルダーとは、組織の何らかの決定又は活動の一つ以上の利害をもつ組織又は個人のこと¹⁷」としている。一見すると「利害関係者」と考えられるが、アメリカでは“Stakeholder”は単なる「利害関係者」ではなく『「訴訟の当事者・原告としての適格性のある』『利害関係者』¹⁸』と解されている。この考え方に従えば、裁判で原告適格なしとされれば、ステークホルダーではなくなるが、逆に全く想像もしない相手方がステークホルダーになることもありうる。例えば、大阪の関富薬品は東京の化学薬品メーカーから電解液等を仕入れ関西で独占的に販売していたが、東京電力福島第一原発事故の影響で東京の化学薬品メーカーの福島県の工場が操業停止となり、仕入れができなくなった。そこで関富薬品は東京電力に対し約4億円の損害賠償を求め、大阪地裁は、東京電力に対し約2千万円の支払いを命じた¹⁹。このように東京の会社が大阪のしかも直

接取引のない会社から訴えられるということも十分あり得るのである。JIS Z26000も「組織は、自らのステークホルダーを特定するよう努力すべきであるが、その全てを知っているとは限らないかもしれない。同様に、多くのステークホルダーも、ある組織が自分たちの利害に影響を与える可能性に気付いているとは限らないかもしれない。²⁰」としており、インターネットが世界中に普及し、複雑な取引関係の中にある現代の会社にとって、たとえ中小零細規模であっても全てのステークホルダーを特定することは容易ではない。

では、会計ディスクロージャーの「対象」についてはどうか。上場会社の主な「対象」は株主である投資家であるが、非上場会社の主な「対象」は債権者である。しかし、会計ディスクロージャーの重要な役割は、既存の債権者や株主等に財務報告をすることに加え、取引をすべきかどうかを判断する材料を提供するところであり、その「対象」は既存の債権者等だけではなく、「将来利害関係者となりうる全ての人」を対象とすべきである。経済的發展という観点からも新規取引は重要であり、会計ディスクロージャーはその際の重要な判断材料であり、そのように考えると将来の利害関係者は既存の債権者等よりも重要な「対象」ともいえる。したがって、会計ディスクロージャーの「対象」は、上場会社・非上場会社にかかわらず、また決算公告・決算公告以外の計算書類等の開示にかかわらず、「全ての人」とすべきである²¹。

4 非上場会社が持つべき心構え

もし、非上場会社の会計ディスクロージャーが「社会的責任」の一つならば、非上場会社へ「社会的責任」を求める声が強くなるにつれ、非上場会社に会計ディスクロージャーを行うことが求められるはずである。しかし、実際は会計ディスクロージャーの実施に繋がっていない。では、非上場会社は「社会的責任」をどのように捉えているのだろうか。「社会的責任」について非上場会社に的を絞ったアンケート調査は見当たらないが、非上場会社の大半が中小企業であることを勘案し、2011年に商工総合研究所が実施した「中小企業の社会的責任(CSR)に関する調査²²」(以下、「アンケート」)を援用して、非上場会社の「社会的責任」の捉え方について考察する。

アンケートの結果を分析すると、自社にとっての「社

16 日本工業標準調査会前掲書 p.9。括弧内の箇条番号は筆者省略。

17 日本工業標準調査会前掲書 p.22。

18 厚東偉介(2013)「社会的責任論の現状とステークホルダー概念の淵源について」『商学研究科紀要』早稲田大学大学院商学研究科, 第76号, p.19。

19 日本経済新聞ウェブサイト, 2015年9月17日, 「東電に1950万円賠償命令 大阪地裁、原発事故巡り」, https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG16H8N_X10C15A9CC0000/。

20 日本工業標準調査会前掲書 p.22。

21 角前掲書 pp.84-101 参照。

22 藤野洋(2012)「平成23年度調査研究事業 中小企業の社会的責任(CSR)に関する調査(概要)」『商工金融』商工総合研究所, 第62巻第8号, 2012年8月, pp.22-64。

会的責任」に含まれる項目について、全体の85.1%が「より良い製・商品、サービスを提供すること」と回答している。そして「企業の社会的責任」全般について、「行っている」(=「十分行っている」+「大体行っている」)と回答したのは全体の64.9%であり、その内63.4%が「企業イメージの向上」を取り組む目的・理由として挙げている。単純に考えれば、非上場会社の約4割が自社のイメージ向上のために、より良い製・商品、サービスを提供することを「社会的責任」と捉えて実行していると考えられる。

確かに、本業を通じて「健康及び社会の福祉を含む持続可能な発展に貢献」することに繋がるのであれば上述した「社会的責任」の定義には当てはまららないと言えなくもない。しかし、「社会的責任」は実行したらそれでおしまいではない。JIS Z26000は「ボックス15 - 社会的責任に関する報告」の中で、「組織は、影響を受けるステークホルダーに対し、社会的責任に関する自らのパフォーマンスを、適切な間隔で報告すべき²³」として、自社のホームページでの単なる自己アピールではなく、ディスクロージャーを求めている。しかし、アンケートの結果からは、非上場会社の多くが認識する「社会的責任」にはディスクロージャーという概念が欠けている。それゆえ、非上場会社へ「社会的責任」を求める声が強くなっても、非上場会社にとって会計ディスクロージャーを行うことには繋がらないのである。

勿論、会計ディスクロージャーを行えば「社会的責任」を語る資格があるかといえ、昨今の上場会社の不祥事を見る限り、必ずしもそうとは言えない。また、法定の決算公告をしていない非上場会社が全て社会的に問題のある会社かといえ、そうとも言えない。しかし、決算公告はあくまでも法が定めたものであって、最低限のコンプライアンスの遵守であり、「社会的責任」の第一歩である。

そういう意味で、非上場会社の殆どが法定の決算公告すらしていないということは、言い換えれば、非上場会社の多くは「社会的責任」を語る資格がないに等しい。しかし、非上場会社にとってそれ以上に注意しなければならないことは、「社会的責任」を求める声が高まれば高まるほど、土台であるコンプライアンス、とりわけ法令遵守が叫ばれるようになるということである。

法令違反をしている会社へ融資することは、融資する金融機関にとってもコンプライアンスに抵触する。殆どの会社が決算公告をしていないからといって、法令違反であることには変わらない。もし金融機関が株

主総会で「法令違反をしている会社へ融資をしてもいいのか」と問われたら、決算公告をしていない会社への融資に消極的にならざるを得なくなる可能性は否定できない。そのようなことになる前に、非上場会社は決算公告を行い、その他の計算書類等の開示についても「社会的責任」の一つとして行う覚悟が必要である。

3. 虚偽記載と情報利用者の保護

次に、非上場会社の会計ディスクロージャーが行われても生じ得る最も深刻な問題、すなわち「虚偽記載」について考察する。会計ディスクロージャーは行っているものの重要な事項が虚偽、つまり嘘の内容であり、それにより取引の相手方が損害を被った場合である。非上場会社は上場会社に比べ規模が小さい会社が多く、特に株主が社長一人のようなオーナー会社の場合、上場会社のような内部統制は期待できない。それゆえ、これまで会計ディスクロージャーを行っていなかった会社にそれを強く求めだすと、虚偽記載という副作用をもたらし得る。損害を被った相手方に対し、虚偽記載した会社が損害賠償を負えるならばまだしも、一般的には虚偽記載をするような状況では業績はかなり悪化しており、そのような体力は既にある。会社法は第429条第2項で虚偽記載により被害を被った相手方に対し、一定の条件の下、役員等に損害賠償責任を負わせることができるとしているが、現実的には機能しておらず期待できない。また、被害者を救済する制度もない。このままだと、非上場会社が「社会的責任」として、会計ディスクロージャーを行ったとしても、信頼性が全く担保されないことになる。

1 海外の状況

アメリカの場合、州毎に法制度が異なるが、全米の半数以上の会社が設立州としているデラウェア州の「The Delaware General Corporation Law」(デラウェア州一般会社法)では、そもそも計算書類等の作成は求められていない。

一方ドイツでは、商法典の中に計算書類等の作成(ドイツ商法典第242条)、開示(同第325条第1項、326条)の規定があり、計算書類等に虚偽記載があった場合、その会社の代表権限を有する機関または監査役会の構成員に対し3年以下の懲役刑または罰金刑に処する(同第331条第1項)とされ、我が国の非上場会社

23 日本工業標準調査会前掲書 p.80。

の虚偽記載に対する行政罰が100万円以下の過料（会社法第976条第2号）であることと比べ厳しい。しかし、ドイツ商法典の中には、役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定はなく、不法行為責任（ドイツ民法典第826条）の成否を争うことになる。

2 会社法429条2項の裁判例の考察

一般に、会社が破綻した場合には会社自体の責任を追及しても無意味であるが、一方で法人格否認の法理によって第三者を保護できる場合は限られている。この点、会社法第429条は、役員等の第三者に対する損害賠償責任を定めたもので、法人格否認の法理に代わる機能を果たしている。

虚偽記載に対する債権者の保護規定は同条第2項に定められ、第1項が役員等に悪意または重過失があることを要件としているのに対し、第2項は、虚偽記載と情報利用者である第三者の損害発生との間に「相当因果関係」があれば、役員等は軽過失の場合でも責任を負い、かつ過失がないこと、すなわち注意を怠らなかったことを役員等の側で証明しなければ免責されない。このように虚偽記載に関しては、一般不法行為の場合とは逆に举证責任が転換されている等、債権者等にかなり配慮した規定となっている。虚偽の計算書類等を信じて取引した第三者を保護するだけでなく、内部統制が効きにくい非上場会社のオーナーへの牽制にもなる重要な規定である。その点ではアメリカやドイツと比べて法制度が整っているといえる。

しかし、同条第2項（改正前の商法第266条ノ3第2項を含む）で争った裁判例（公表されたもの）を調査したところ、十余件しかない。興信所の調査報告書を信頼した場合でも相当因果関係を認めているが（横浜地判 平成11年6月24日）、単に貸倒引当金を計上しなかっただけでは虚偽記載に当たらないとした事案（大阪地判 平成18年2月23日）や、虚偽記載があったとしても、当該会社の業績が悪化しつつあることを認識しつつ営業戦略等の見地から取引した場合は相当因果関係が認められないとした事案（東京地判 平成17年6月27日）、棚卸資産に虚偽記載があっても、その残高が高ければ一般的には資本回転率が悪く経営内容が悪いと判断できるのだから相当因果関係が認められないとした事案（山口地判 平成3年4月25日）等、裁判所が役員等の責任を認めない事案がほとんどで、認めた事案は、極わずかであった（大阪地判 昭和61

年5月20日、横浜地判 平成11年6月24日）。

裁判例では、虚偽記載であったとしても、その計算書類等の内容が業績悪化を示している場合は、相当因果関係を否定している。しかし、そもそも虚偽記載をすること自体が問題であり、虚偽記載をしても裁判で役員等の責任を認めない事案がこれ以上続いたら、非上場会社の会計そのものに対する信用を失い、「社会的責任」も有名無実化してしまう。したがって、会計ディスクロージャーの重要な事項に虚偽記載があった場合は、それ以降に取引をして損害を生じた第三者との間には因果関係があるものとして、注意を怠らなかったことを役員等の側で証明しない限り、役員等の責任を認めるべきである。

3 罰則の実効性

決算公告の懈怠や虚偽の場合は行政罰として100万円以下の過料に処すとされている（会社法第976条第2号）。しかし、実際に過料に処されたという話は聞かない²⁴。殆どの会社が決算公告をしていない理由も実際のところここにあるものと思われる。では、なぜ行政罰（過料）が適用されていないのだろうか。

決算公告の懈怠に対する現行の行政罰は、非訟事件手続法に基づき、民事事件として裁判所の職権により処理される。しかし、裁判所は自ら過料の原因となる行為を探すことはしないので、実際には行政機関が通報を行い、それに基づいて審理が開始される。例えば、取締役が欠員が出て選任手続きをしなければならないにもかかわらず放置し登記を怠った場合、それに気が付いた法務局の登記官が裁判所に通報し、過料に課せられた事例は現にある²⁵。この点、決算公告の方法が登記事項であることからすれば、法務局の登記官がこれに気が付けば通報することになると考えられるが、登記官が逐一それを確認するというのは非現実的である。したがって、体系的な手当てをしない限り、実効性は上がらない。

4 被害者の救済制度と再発防止策の検討

(1) 業界団体の弁済制度

非上場会社の会計ディスクロージャーの信頼性を担保する仕組みとして、業界団体の弁済制度の活用は一つの解決策と考えられる。日本旅行業協会（JATA）の弁済制度がその一例である。しかし、あらゆる業界にこのような仕組みを導入することは現実的ではない。また、こうした不祥事を起こす会社のために真面目に経営している会社が負担した費用（保証金の分担金）が使われるとなれば、費用を負担する会社の経営

24 参議院法務委員会で、政府参考人が「決算公告の義務違反というのはほとんどないというのが私どもの認識でございます。」と答えている。（参議院、2005年6月14日、「第162回国会 参議院法務委員会会議録第23号」P13参照）

25 近江法律事務所ウェブサイト、中小企業の法律相談、「欠員取締役の選任手続きの放置」、<https://www.oumilaw.jp/kouza/79.html>

者の理解も得にくいし、被害者が多数に及び被害額も多額の場合、民間だけで解決することは難しい。したがって、同条2項が適用されなかった場合、あるいは適用されても弁済額がわずかであった場合の救済制度は、健全な経済活動を行うための枠組みを統治する国の役割の一つとして検討すべきである。

(2) 上場会社の仕組みと非上場会社の対応策

上場会社の場合、有価証券報告書に虚偽記載すると民事上の損害賠償責任（金融商品取引法21条の2）はもちろんのこと、刑事罰（金融商品取引法197条1項）と行政罰（金融商品取引法172条の2第1項、172条の2第2項）等、「会計ディスクロージャー」の信頼性を担保するための法制度が整っている。その上で、財務報告に係る内部統制が求められ（金融商品取引法第24条の4の4等）、虚偽記載を防ぐ仕組みが整えられている。しかし、それ以上に特筆すべきことは取引所の機能である。単に上場を廃止させるだけでなく、虚偽記載をした会社に対し、注意勧告を行い、その旨を公表し、また改善報告書を提出させ、その状況確認のための改善状況報告書を提出させる等、再発防止策を促す「仕組み」が出来上がっている²⁶。

もっとも、非上場会社の数、規模の大小等を勘案すると、取引所の代わりとなるような組織を新たに立ち上げるには、相当な人員が必要となり非現実的である。この点、全ての会社は確定申告をしなければならず、非上場会社の計算書類等は必ず「税務署」の目を通る。虚偽記載をした会社に対し注意勧告を行い、その旨を公表し、また改善報告書を提出させるとしたら、既存の組織では税務署にその機能を持たせることが現実的である。

4. 結論（政策的提言）

本稿では、まず、「社会的責任」について世界共通のガイドラインである ISO26000 を基に作られた JIS Z26000『社会的責任に関する手引』をベースとした。その内容は、「通常業務とは関係なく追加的に実施されるもの」ではなく、「通常業務の中で実現するもの」であり、かつ人権等も含み広範囲である。また、大企業のみならず、中小零細の非上場会社も対象である。その構造を、法令遵守・コンプライアンス・社会的責任にフォーカスして示すとすれば、法令遵守とコンプライアンスは「社

会的責任」に内包され、かつその土台である。この土台の上に「社会的責任」の7つの中核主題（組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展）が柱として載り、これを通じて持続的な発展に貢献する、という構造である。もっとシンプルに言えば、法令遵守やコンプライアンスは最低限の「社会的責任」なのである。

「持続的な発展に貢献する」には、通常は相応の投資が必要であり、その実施を裏付ける計算書類等をステークホルダーに示すことは当該会社の説明責任であり、それゆえ会計ディスクロージャーは「社会的責任」の一つとして位置付けられる。非上場会社の会計ディスクロージャーを現行法の枠組みの中で定義すると、「決算公告」と「決算公告以外の計算書類等の開示」となり、前者は法定事項でありコンプライアンスに位置付けられる。会計ディスクロージャーを、民主主義社会を構成する一員として自由な取引をする「権利」に対する「義務」と捉えれば、「規範」であると導かれ、後者もコンプライアンスに位置付けられるが、後者までをコンプライアンス違反とすることはさすがに難しい。しかしながら非上場会社も「社会的責任」として会計ディスクロージャーを実施すべきである。

そのためには会計ディスクロージャーの信頼性を担保し、決算公告の懈怠や虚偽記載の問題も解決できるような仕組みが必要である。非上場会社の場合、会計監査人設置会社はほとんどないため、会計監査報告を作成している会社はほとんどなく、監査役会もオーナー一族で行っているのがほとんどで、監査報告も形式的なものとなっており、実質的に機能していない。とはいえ、上場会社の財務報告に係る内部統制を非上場会社に適用することは現実的ではない。では、どのような対策をとるべきであろうか。

まず、第一に対策すべきことは信頼性の確保である。そこで現行の監査報告・会計監査報告に代わるものとして、税理士等の第三者による確認をもって信頼性を最低限担保する「計算書類等確認書」の創設を提言する²⁷。

次に対策すべきことは、決算公告の懈怠という長期間の違法状態の解消である。これは商法施行から百余年続いている状態であり、もはや啓蒙云々という話ではなく、システム的に「強制開示」をすることにより解消する他ない。全ての会社は確定申告の際に計算書類等を税務署に提出する。そこで、税務署が申告書類の内、

26 法と経済のジャーナル Asahi Judiciary ウェブサイト, 2011年1月11日, 「虚偽記載の審査と上場廃止まで 上場管理の仕事」, <https://webronza.asahi.com/judiciary/articles/2710122100007.html>.

27 角前掲書 pp.240-242 参照。

会計ディスクロージャー(決算公告)の対象となる計算書類等をPDFにして即、EDINETのホストコンピューターシステムにアップロードすることで、自動的にディスクローズされるシステムを提言する。上述の方法であれば決算公告と確定申告が連動され、決算公告の懈怠の問題も解決でき、別途開示する手間も省ける²⁸。

これと同時に並行で進めるべき対策が、決算公告以外の計算書類等の開示の促進である。これは、法令ではないので、啓蒙活動を通じて、各社の自主性に期待することになる。決算公告以外の計算書類等の開示がない会社は、「社会的責任」を確り果たせていない、という見方が定着すれば、実施する会社も増えるはずである。しかし、上述したように本来的にはコンプライアンスに位置付けられるものであり、一定期間様子を見て実施する会社が少なければ、これらの計算書類等を決算公告の対象に含める、すなわち強制開示に移行することで「社会的責任」を果たすということも検討する必要がある。

最後に、虚偽記載の罰則の強化と被害者救済の仕組みである。税務署に、追徴課税にならないような虚偽記載に気が付いた場合も裁判所に通報し(過料は裁判所が決定)行政罰の実効性を確保すると同時に再発防止策を提出させる「機能」を持たせる。その上で、虚偽記載した場合の行政罰の過料を現行の100万円から大幅に引き上げ、それを虚偽記載による被害者に分配する「仕組み」を構築することを提言する。税務署に行政罰の実効性を担保できる機能を持たせた上で罰則を強化することにより牽制機能を働かせると共に、過料を被害者救済に役立てることにより、会計ディスクロージャーの信頼性を向上させることに繋げるのである。

社会問題にもなった、格安旅行業者の「てるみくらぶ」や、振袖の販売・貸出業者の「はれのひ」の事件は、未だ世間の記憶に新しいであろう。両社は共に非上場会社で、虚偽の計算書類等により金融機関から融資金を騙し取っただけでなく、顧客である多数の債権者に甚大なる被害をもたらした点で共通している。

「てるみくらぶ」は債務支払の見通しが経たなくなったことから、2017年3月27日に東京地方裁判所に自己破産を申請して突如倒産した。ツアー代金を支払い、旅行を楽しみにしていた顧客は裏切られ、同社を通じて旅行中だった一部の顧客も支払い済みのホテル代を

現地で請求される等大混乱に陥った。被害額が大きすぎて、会社法第429条第2項が仮に適用されたとしても現実的には債権者である情報利用者の保護にはならない状況であったが、同社は国土交通省の許認可が必要な旅行業であったことから、業界団体である日本旅行業協会(JATA)の弁済制度により、最終的に3.5%とはいえ一定額の弁済が行われた²⁹。

一方、「はれのひ」は2018年の成人式の日の一部の店舗を除き突然休業した。着付けを予約していた多くの若者やその保護者は大混乱に陥り、一生に一度の成人式を台無しにされた。「てるみくらぶ」と違い弁済制度もなく、「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する」として破産手続も廃止されてしまった³⁰。同社は売上高や資本金を就職サイト等へ載せていたが、4億8千万円と記載されていた売上高は実際には3億8千万円で、1千万円と記載されていた資本金に至っては、実際には150万円しかなかった³¹。限定的とはいえ、会計ディスクロージャーを実施していたが、その内容は虚偽記載だったのである。同社の被害者の中にはその内容を信じて入社した者や、成人式の着物の着付けを予約して支払いを済ませていた者も少なからずいたと思われる。つまり、不特定多数の債権者等の情報利用者が虚偽記載により損害を被り、保護されなかったのである。

以前、会社法制定を審議する参議院法務委員会で決算公告義務違反があった場合について、「過料を科す、その適用をこれからはやるようにならないのか」との議員からの質問に対し、当時の南野法務大臣は次のように答えている。

「まずは関係者が決算公告の重要性に対する認識を深めて、各会社が自発的にこれを行うような環境をつくることに努め、その後の状況に応じて決算公告義務を怠る者に対して過料規定の実効性の確保も含めて適切な措置をとるようにつけてまいりたいというふうに現時点で考えております。」(2005年6月14日)³²

非上場会社の会計ディスクロージャーに問題があった場合に損害を被る可能性は「全ての人」にあり、一義的には彼らが非上場会社に「社会的責任」を求めていくべきである。しかし、法律で定めた罰則すら実効性がない中でそれを実行することは現実的には難しい。この法務大臣の答弁から十余年が過ぎた。JIS

28 角前掲書 pp.252-259 参照。

29 一般社団法人日本旅行業協会 JATA ニュースリリース, 2017年11月16日, 「株式会社てるみくらぶの認証結果について」, https://www.jata-net.or.jp/wp-content/uploads/administrator/171116_trmclbnnshreport.pdf。

30 株式会社東京商工リサーチウェブサイト, 2018年6月29日, 「「はれのひ」が破産廃止」, https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20180629_01.html。

31 Business Journal ウェブサイト, 2016年1月16日, 「はれのひ、不適切会計の疑い…売上も資本金も虚偽の数字を公表」, https://biz-journal.jp/2018/01/post_22013.html。

32 参議院, 2005年6月14日, 「第162回国会 参議院法務委員会会議録第23号」p.14。

Z26000『社会的責任に関する手引』は日本工業標準調査会(現日本産業標準調査会)の審議を経て、経済産業大臣が制定したものである。非上場会社に「社会的責任」を求めていくなれば、国にも罰則の実効性を確

保した上で、上述したような対策を検討し、講じていく「社会的責任」があるのではないだろうか。

(本論文は、経営行動研究所第7回研究会で発表した内容を質疑応答等も踏まえた上でまとめたものである。)

参考文献

- 阿多博文(2007)「第176回産業セミナー 企業の社会的責任と会社法」『セミナー年報』関西大学経済・政治研究所, pp.77-85。
 内本博行(2015)「中小企業にみる企業の社会的責任の実践:本業と一体化した社会価値の実現」『日本政策金融公庫論集』日本政策金融公庫総合研究所, 第26号, pp.75-91。
 加賀田和弘(2006)「企業の社会的責任(CSR):その歴史的展開と今日的課題」『KGPS review: Kwansai Gakuin policy studies review』関西学院大学, 第7号, pp.43-65。
 月村拓央(2016)「企業の情報開示の見直しの方向性 企業と投資家の建設的な対話を促進」『みずほインサイト』みずほ総合研究所, pp.1-7。
 神野雅人(2003)「CSR(企業の社会的責任)概念の展開」『みずほ総研論集』みずほ総合研究所調査本部, 第1号, pp.95-128。
 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介 編著(2008)『企業の責任・統治・再生 一国際比較の視点一』文真堂, pp.38-52。
 北村雅史(2012)「発行市場・流通市場における開示書類の虚偽記載と民事責任」『大証金融商品取引法研究会』大阪証券取引所, 第9号, pp.1-17。
 木下和紗(2018)「中小企業のCSRにかんする研究動向」『大阪市大論集』大阪市立大学大学院経済・経営学研究会, 第131号, pp.1-33。
 経済産業省(2015)『企業の持続的成長に向けた競争力の源泉としてのCSRの在り方に関する調査報告書 平成26年度総合調査研究』あらた監査法人。
 経済産業省(2010)『やさしい社会的責任-ISO 26000と中小企業の事例』, ISO/SR 国内委員会。
 厚東偉介(2013)「社会的責任論の現状とステークホルダー概念の淵源について」『商学研究紀要』早稲田大学大学院商学研究科, 第76号, pp.1-44。
 小林章子(2016)「開示書類の虚偽記載等と金融商品取引法」『証券・金融取引の法制度』大和総研, pp.1-20。
 近藤光男(2013)「金融商品取引法の役員の責任と会社法の役員の責任-虚偽記載をめぐる役員の責任を中心に-」『金融商品取引法研究会研究記録』日本証券経済研究所 金融商品取引法研究会, 第41号, pp.1-53。
 酒巻俊雄, 龍田節[ほか]編(2011)『逐条解説会社法 第5巻 機関・2第374条~第430条』中央経済社, pp.415-432。
 島田志帆(2016)「ドイツ法における適時開示義務違反の責任:損害と因果関係に関して」『立命館法学』立命館大学法学会, 第4号, pp.1221-1251。
 角信明(2015)『非上場会社の会計ディスクロージャー理論』南窓社。
 田中敬幸・横田理宇(2017)「日本における中小企業のCSR活動:高崎近隣の中小企業10社における事例研究」『日本経営倫理学会誌』第24号, pp.111-124。
 東京商工会議所 企業経営委員会(2010)『「ソーシャルマーケティングの勧め」~社会的責任の視点を取り込んだ経営~』東京商工会議所。
 中村健男(2014)「中小企業にとってのCSRとは-各国のCSRの生い立ちと発展」『企業診断ニュース』中小企業診断協会, pp.4-7。
 日本工業標準調査会(2012)『社会的責任に関する手引 JIS Z 26000:2012』日本規格協会。
 廣瀬崇史(2018)「粉飾決算により有価証券報告書の重要な事項に虚偽記載が生じた場合の企業責任の概要」『危機管理・コンプライアンス Newsletter』弁護士法人 大江橋法律事務所, pp.1-5。
 藤野洋(2012)「平成23年度調査研究事業 中小企業の社会的責任(CSR)に関する調査(概要)」『商工金融』商工総合研究所, 第62巻第8号, pp.22-64。
 藤野洋(2019)「CSR(企業の社会的責任)・SDGs(持続可能な開発目標)と中小企業」『中小企業支援研究』千葉商科大学経済研究所中小企業研究・支援機構, 第6号, pp.35-40。
 法務省大臣官房司法法制部司法法制課(2016)『法務資料第465号「ドイツ商法典(第1編~第4編)」』法務省。
 三原園子(2011)「取締役の第三者に対する責任」奥島孝康先生古稀記念論文集編集委員会 編『現代企業法学の理論と動態:奥島孝康先生古稀記念論文集』第1巻, 成文堂, pp.663-675。
 森本三男(2004)「企業の社会的責任の論拠とステークホルダー・アプローチ」『創価経営論集』創価大学経営学会, 第28巻第1・2・3号合併号, pp.1-14。
 LIJIE YANG, ZHANHAI GUO, "Evolution of CSR Concept in the West and China", International Review of Management and Business Research, Vol. 3 Issue.2, June 2014, pp.819-826。

< 裁判例 >

判例調査文献	ポイント
横浜地判 昭和51年10月19日『判例タイムズ』357号310~314頁。	相手方が虚偽であることを知った後の追加融資については相当因果関係がない。
京都地判 昭和55年10月14日『判例タイムズ』427号186~190頁。	会社の公表書類でない「全国繊維企業要覧」から誤信したときは相当因果関係がない。
東京地判 昭和58年2月24日『判例時報』1071号131~139頁。	粉飾が巧妙で他の取締役については相当因果関係がない。
名古屋高判 昭和58年7月1日『商法判例集 第2版』号224~226頁・『商事法務』1097号37~39頁・『ジュリスト』889号106~109頁・『判例時報』1096号134~139頁。	相手方である手形割引業者は、直接取引関係に入った者ではなく、公開市場における株式・社債の取得者とも著しく趣を異にすることから、保護の対象外。
大阪地判 昭和61年5月20日『商事法務』1218号29~33頁・『ジュリスト』951号143~145頁・『判例時報』1206号125~129頁。	役員等の責任を認めた事案。
山口地判 平成3年4月25日『判例タイムズ』760号241~246頁。	棚卸資産に虚偽記載があってもその残高が高ければ一般的には資本回転率が悪く経営内容が悪いと判断できるのだから相当因果関係はない。
横浜地判 平成11年6月24日『商事法務』1657号54~58頁・『判例タイムズ』1039号224~230頁・『判例時報』1716号144~149頁。	役員等の責任を認めた事案。
東京地判 平成17年6月27日『ジュリスト』1359号172~175頁。	虚偽記載があったとしても当該会社の業績が悪化しつつあることを認識しつつ営業戦略等の見地から取引した場合は相当因果関係がない。
大阪地判 平成18年2月23日『判例タイムズ』1213号287~299頁・『判例時報』1939号149~161頁。	単に貸倒引当金を計上しなかっただけでは虚偽記載に当たらない。
静岡地判 平成24年5月24日 裁判所ウェブサイト。	被告は善管注意義務を追っていたということから429条2項に基づく請求はその余の点について判断するまでもなく理由がない。